

## 役員責任を自覚されていますか？

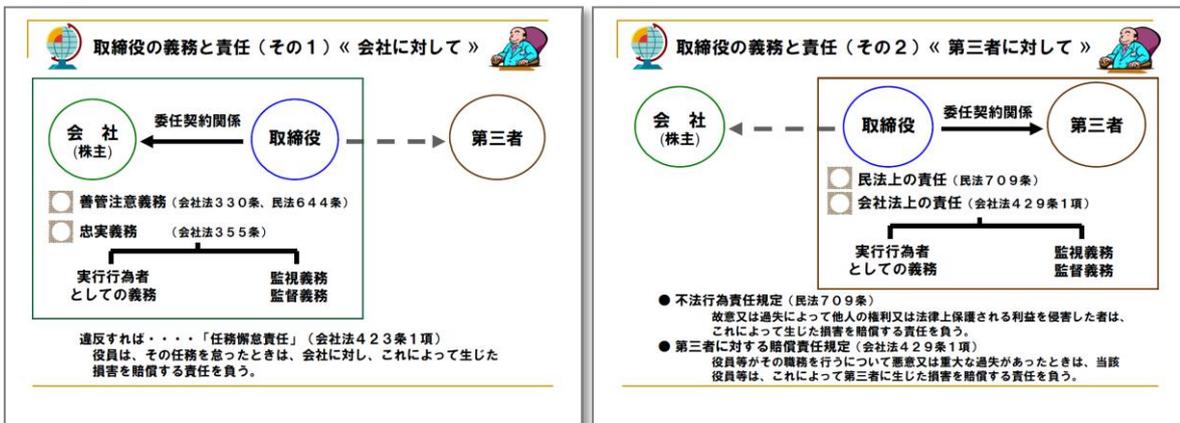
1部上場大企業でお家騒動！何とF社の元社長が、自身の社長解任事由を不服として、F社の実力者といわれる役員2人に対して約50億円の損害賠償を求める株主代表訴訟を起こすことを4月7日の記者会見で明らかにした。

株主代表訴訟とは、まず株主が会社に対し、役員に賠償を求める訴えを起こすよう請求。60日以内に会社側が提訴しない場合、株主が会社に代わって提訴する仕組みである。

今や株主代表訴訟は、賠償額如何に拘わらず13,000円で簡単に提訴ができるようになってきている。従って、日本で役員個人を対象とする役員訴訟が起こり始めた1990年当初では、精々1億円～2億円の賠償提訴額程度であったものが、この訴訟費用の低額化により一変に巨額の損害賠償額の事例が多発し始めており、D銀行（当時のNY不正事件にからむ1,100億円という途方もない賠償額が飛び出したこともご記憶にあらう。1昨年のD社の最高裁判決事例では、会長／社長で決めた事案が社会公正を欠くことがらであったため、取締役会に出席し黙認承認した13人の取締役全員で51億円の損害賠償をしろというものであった。

このように、役員が行った行為／決裁を不服として、会社ではなく役員個人を提訴する仕組みが「役員訴訟」（下図法律根拠参照）である。この提訴を受けた役員は、基本的には個人が訴えられているため、弁護士／訴訟費用等すべてを役員個人で負担することになる。また、一旦裁判が始まると損害賠償責任は死んでもお詫びが効かず、遺族にもその責任が相続されることから役員個人に止まらず家族まで巻き込むとても恐ろしい訴訟だと気が付いている役員がどれだけいるだろうか？上記D社の事例のように、自分では直接何も法律に抵触するような行為をしていないと思っていた役員が、取締役会で会長／社長の決定事項をただ黙認したということが、役員に課せられた「善管注意義務」違反として損害賠償の対象者となってしまった。役員は「善管注意義務」「忠実義務」「監視義務」について、この最高裁判決で明確化されたことから、賢明な役員は今後安易な気持ちで取締役会に出席することだけは避けた方が良いのでは・・・また、役員訴訟には、役員が行った行為／決裁が会社に損害を与えたとして会社への損害賠償を求める「株主代表訴訟」だけでなく、損害を直接受けた本人（第三者）への損害賠償を求める訴訟（嫌がらせを含めて）の方が遙かに多いことにも気をつけねばならない。

例：不当解雇を事由に元従業員から人事担当役員が訴えられた/海外企業とのJV解消時に、当該JV企業より役員全員が訴えられた/ライバル企業から、営業圏侵害として営業担当役員が訴えられた。等



このような役員訴訟から「役員（執行役員／子会社の名目上の派遣役員を含む）」をお守りするのが「役員賠償責任保険（Directors & Officers Liability=D&O保険）」です。

D&O保険で救われた下記事例を参照に役員のみならず家族をも訴訟から守りつつ、企業の重責を全うしていきましょう。

### 事例

#### 1) 海外の米国子会社の役員に対するクレーム

セクシュアルハラスメントを受けたとするクレームがあり、最終的に当該役員の無責が判明したが、争訟費用として500万円近い支払となった。（保険金の支払は、免責金額20万円を差引いた金額の95%で約450万円となった。）

#### 2) 資本参加の中止が招いたD&O訴訟

A社とB社は新会社設立を協約していたが、その後A社が資本参加の中止を決定。不実の説明を企てたとしてB社よりA社役員が提訴された。結果、新会社借入金の利子負担等により和解。D&O保険では、防御費用も含めて約1.5億円が支払われた。

#### 3) 現地役員に任せりの経営もたらしたクレーム

精密機械部品メーカーの北米子会社で、子会社の社長と営業担当重役2名による不正取引があったとして、この3名に加えて親会社の取締役も同時に提訴された。賠償請求額は1200万ドルだったが、和解により600万ドルが支払われることになった。D&O保険からは、親会社取締役、子会社社長の賠償金ならびに防御費用として、合計180万ドルが支払われた。

#### 4) 独占販売権契約の打ち切りによる訴訟

メーカーAが米国内での販売強化を目的として、米国企業Bへ独占販売権を与えることとし、交渉にはA社の社長と役員があたった。その後、A社はグループ会社との取引を重視し、B社への発注量が減少した結果、B社はA社役員に対し、契約違反があったとして、総額2000万ドルの損害賠償請求を提起し、ほぼ全額がA社のD&O保険により支払われた。

【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) E-mail/ solutions@ginsen-risk.com

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-9-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609